

標準化推進部会規則

(目的)

第1条 この規則は定款第37条に基づき設置する標準化推進部会（以下部会という）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 部会は、本会活動のうち標準化やシステムの品質や安全性にとって共通的な要素に係わるものについて次の業務を行う。

- (1) JAHIS 標準類の整合性確保と品質の維持に関する事項
- (2) 国内標準化の推進と調整に関する事項
- (3) 国際標準化の推進と調整に関する事項
- (4) JAHIS 標準類の普及推進に関する事項
- (5) システムソフトウェアの品質や安全性に関する事項
- (6) その他標準化に関する他団体との関係に関する事項

(構成)

第3条 部会は、部会長および3名以下の副部会長、部会での業務分野を分掌する運営幹事と委員会委員長、その他必要に応じて部会長が指名した者からなる本委員会、その下部組織である委員会をもって構成する。委員会は必要に応じて担当分野毎の下部組織を設けることができる。

- 2 部会長は前項の組織に加え、臨時組織を設けることができる。
- 3 部会長は本委員会の要請にもとづき、委員会等の設置、廃止を行うことができる。
- 4 委員会、その下部組織および本条第2項の臨時組織は、本委員会で指名された者、または参加資格を有する会員から公募した者をもって構成することを原則とする。

(選任)

第4条 正（副）部会長は、A・B会員が推薦する自社保健医療福祉情報システム事業経営幹部の中から運営会議が次期候補を選出し、会長が委嘱する。

- 2 正（副）委員長は、A・B・C会員の中から互選により選出し、部会長が委嘱する。但し、上記会員に適任者がいない場合には、当該委員会に参加する委員から互選し、運営会議の承認を得て選出することができる。
- 3 会長は、部会長もしくは委員長の要請により、会員以外の学識経験者、有識者等を委員会等の特別委員として委嘱することができる。

(任期)

第5条 正（副）部会長、正（副）委員長の任期は2年を原則とするが、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員のため選任された場合は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(職務)

- 第6条 部会長は部会を代表しその業務を統括するとともに、本委員会を主催し運営に当たる。
- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、あらかじめ定められた順番に従ってその職務を代行する。
 - 3 部会の業務分野を分掌する運営幹事は、部会長の要請によりその職務を代行することができる。
 - 4 委員長は委員会を代表しその業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。
 - 5 特別委員は本会の趣旨を理解し本会の発展のために発言、行動する。

(辞任)

- 第7条 正(副)部会長および特別委員が辞任しようとするときは、会長の承認を得なければならない。
- 2 正(副)委員長が辞任しようとするときは部会長の承認を得なければならない。

(定足数および採決)

- 第8条 本委員会は、第3条第1項に規定する構成員の内、部会長が指名した者を除く者が議決権を有し、その総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- ただし、委員長がやむを得ず欠席する場合は代理として副委員長を指名することができ、その者は議決権を有する。
- 2 本委員会での採決は、会議出席議決権者総数の3分の2以上の同意をもって行う。
 - 3 標準類を除く採決においては、部会長が本委員会の開催に相当の合理性があると認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、出席議決権者が議決権総数の過半数を満たせば開催でき、会議出席議決権者全員の同意をもって採決することができる。
 - 4 標準類を除く緊急議案の採決においては、部会長が必要と認めた場合には電子メールを用いて採決することができ、総議決権数の3分の2以上の同意をもって行う。

(情報等の提供)

- 第9条 部会長は、情報等の提供方法について、別途規程を設けることができる。
- 2 部会は、標準化の推進等を目的とした公開を承認された情報等については本会会員以外に対しても提供することができる。

(活動記録の作成)

- 第10条 本委員会、委員会、その下部組織および第3条第2項の臨時組織で活動を行った場合には必ず電子化された議事録等活動記録を作成し、出席者等に配布するとともに、保存のため事務局に提出しなければならない。

附則(平成22年10月1日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則(平成24年6月1日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附則（平成25年1月22日）

- 1 この規則は、平成25年1月22日から施行する。

附則（平成25年3月19日）

- 1 この規則は、平成25年3月19日から施行する。

附則（平成27年2月17日）

- 1 この規則は、平成27年2月17日から施行する。

附則（平成28年10月20日）

- 1 この規則は、平成28年10月20日から施行する。

附則（平成29年8月23日）

- 1 この規則は、平成29年8月23日から施行する。